

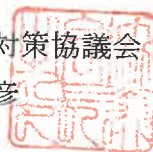
入札公告

物品の購入について、一般競争入札を執行するので、公告します。

令和8年10月13日

美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会

会長 志賀雅彦



記

1 入札に付する事項

- (1) 物品名
鳥獣被害防止施設（シカ用ワイヤーメッシュ柵）資材
- (2) 物品概要
別添「仕様書」のとおりとする。
- (3) 納入期限
別添「仕様書」のとおりとする。
- (4) 納入場所
美祢市西厚保町地内（当協議会が指定する場所）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、公告日現在において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該物品を適切に納入できる者で、過去2年間に官公庁等において、当該物品と同等品、またはこれに類する物品の納入実績のある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 公告日から落札決定日までの間において、農林水産省の機関、山口県及び美祢市から物品売買契約に係る指名停止等を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員でない者、かつ、暴力団の利益となる活動を行っていない者
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状態が著しく不健全でない者

3 入札参加申請等

- (1) 提出期間
この公告の日から令和8年10月19日（月）17時00分まで（必着）
- (2) 提出先
〒759-2292
山口県美祢市大嶺町東分326番地1
美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会（美祢市建設農林部農林課内）

(3) 提出書類

次の書類について作成し、提出すること。

- (ア) 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- (イ) 事業者概要及び事業実績書（様式第2号）
- (ウ) 誓約書（様式第3号）
- (エ) 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第4号）

(4) 提出方法

持参又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可）

- (ア) 持参による提出の場合は、提出期限までの日（土、日、祝日を除く）の9時から17時までに限る。
- (イ) 送付による提出の場合は、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡をすること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 仕様書等の配布

仕様書等は、美祢市ホームページ（トップページ → しごと・産業・まちづくり → 産業 → 農林業 → 有害鳥獣対策）からダウンロードして取得又は、入札参加申請等と同じ期間・場所において配布

6 質問等の受付について

- (1) 入札参加者で質問がある者は、質問内容を明確に記載し、令和8年10月26日（月）17時までに電子メール（任意様式）で質問すること。
- (2) 電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 質問とその回答は、全参加者に電子メールで送信する。

7 入札の日時及び場所

- (1) 日 時
令和8年10月28日（水）14時00分
- (2) 場 所
美祢市役所別館1階106会議室

8 入札の際に必要な書類等

次の書類について作成すること。

- (1) 入札書（様式第5号）
- (2) 代理人が入札する場合には、委任状（様式第6号）、ただし、代理人が、入札者の所在地、名称及び代表者職氏名が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出を必要としない。

9 入札方法等

- (1) 契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 金額欄は算用数字を使用し、頭に¥を記載すること。
- (3) 委任状を提出し、代理人名義で入札する場合には、入札者の下欄に代理人と表示して、代理人の名称等又は氏名を記載し押印する。
- (4) 入札結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者が同一事項の入札に対して行った2以上の入札
- (3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は、記載事項及び印影について誤脱若しくは判読不能な記載がある入札
- (4) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した者の入札
- (5) 参加資格を有しないことが決定した者の入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した者の入札

11 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがある。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とする。

12 入札の辞退

入札参加者は入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

また、辞退の方法については、辞退する旨、物品名及び入札参加者の名称等を記載し押印された書面（任意様式）を提出するものとする。

なお、これを理由として以後の入札の参加等に不利益を与えるものではない。

13 開札

- (1) 開札は、入札後、直ちに行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は2回までとする。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき価格の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、応募に要する経費は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類はいかなる場合でも返却しない。
- (3) 落札者は、入札書に記載した金額の内訳（明細）が分かる書面を後日提出するものとする。

16 本公告に関する問合せ先

〒759-2212

山口県美祢市大嶺町東分326番地1

美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会（美祢市建設農林部農林課内）

TEL：0837-52-1115／FAX：0837-52-0387

E-mail：nourin@city.mine.lg.jp